

法令に基づく水質検査表
水質検査表(1) 水質基準

項目	基準値	原則頻度	法定検査回数減	項目の概要		
1 一般細菌	100個/ml	月1回	月1回	病原微生物	健康に関する項目	
2 大腸菌	不検出					
3 カドミウム及びその化合物	0.003	年4回	一定要件を満たす場合は年1回以上又は3年に1回以上に減じることができる。 * 1	金属類		
4 水銀及びその化合物	0.0005					
5 セレン及びその化合物	0.01					
6 鉛及びその化合物	0.01					
7 ヒ素及びその化合物	0.01					
8 六価クロム化合物	0.02					
9 亜硝酸態窒素	0.04	年4回	H26からの新項目データ集積のため	無機物		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	年4回	年4回	無機物質・消毒副生成物		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	年4回	一定要件を満たす場合は年1回以上又は3年に1回以上に減じることができる。 * 1	無機物		
12 フッ素及びその化合物	0.8			有機物		
13 ホウ素及びその化合物	1					
14 四塩化炭素	0.002					
15 1,4-ジオキサン	0.05					
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04					
17 ジクロロメタン	0.02					
18 テトラクロロエチレン	0.01					
19 トリクロロエチレン	0.01					
20 ベンゼン	0.01					
21 塩素酸	0.6	年4回	年4回		消毒副生成物	
22 クロロ酢酸	0.02					
23 クロロホルム	0.06					
24 ジクロロ酢酸	0.03					
25 ジブロモクロロメタン	0.1					
26 臭素酸	0.01					
27 総トリハロメタン	0.1					
28 トリクロロ酢酸	0.03					
29 ブロモジクロロメタン	0.03					
30 ブロモホルム	0.09					
31 ホルムアルデヒド	0.08					
32 亜鉛及びその化合物	1	年4回	一定要件を満たす場合は年1回以上又は3年に1回以上に減じることができる。 * 1	金属類	性状に関する項目	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2			無機物		
34 鉄及びその化合物	0.3					
35 銅及びその化合物	1					
36 ナトリウム及びその化合物	200	年4回	一定要件を満たす場合は年1回以上又は3年に1回以上に減じることができる。 * 1			金属類
37 マンガン及びその化合物	0.05			有機物		
38 塩化物イオン	200					月1回
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	年4回	一定要件を満たす場合は年1回以上又は3年に1回以上に減じることができる。 * 1			無機物
40 蒸発残留物	500			その他		
41 陰イオン界面活性剤	0.2	年4回	一定要件を満たす場合は年1回以上又は3年に1回以上に減じることができる。 * 1	有機物		
42 ジェオスミン	0.00001					藻の発生時期
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001				月1回	月1回
44 非イオン界面活性剤	0.02	月1回	月1回	その他		
45 フェノール類	0.005					
46 有機物(全有機炭素(TOC))	3					
47 pH値	5.8~8.6					
48 味	異常でない					
49 臭気	異常でない					
50 色度	5度					
51 濁度	2度					

* 1 基準値の1/10以下で原水に変動がない場合は、3年に1回、1/5以下の場合は年1回。

水質検査表(2) 1日1回行う検査

1日1回行う検査項目	評価
1 色	異常なし
2 濁り	異常なし
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	0.1mg/l以上